

四国耐震診断評定のお知らせ

(社) 徳島県建築士事務所協会

改訂H22.6.1

1. 耐震診断評定申込書（提出者：受託事務所）

※1棟ごとに申込書と添付書類が必要です。

①耐震診断・②耐震補強設計・③総合評定の3種類の申込書があります。お間違えのないようにご注意ください。

- 添付書類 ・基準階平面図・立面図（1面）・・A4サイズに縮小
・発注者との契約書の写し（履行期限記載の頁のみ）

2. 申込書提出時期

希望の評定月の1ヶ月前締切。ただし図面なしの場合は1ヶ月前では遅いです。詳しくは、「図面のない建築物について」が

(社)高知県建築士事務所協会HPに掲載しています。お読み下さい。

※申込書類一式を事務局で受付をして初めて申込となります。

電話・FAXの申込み受付はできませんのでご注意ください。

※(社)徳島県建築士事務所協会は、評定依頼書は不要です。

**※四国耐震診断評定委員会委託契約書はH22.6.1より
不要となりました。**

3. 四国耐震診断評定委員会のガイドラインの最新版(H21.11.4改訂)が (社)高知県建築士事務所協会HPに掲載されておりますので、 ご覧下さい。(評定委員会の流れ・資料の必要部数等、記載)

4. 評定手数料については、(社)高知県建築士事務所協会HPに 「四国耐震診断評定委員会規定」に掲載されています。別表1～4まで あります。

5. 評定委員会申込後、低強度コンクリート、図面なし等と判明した場合 で、評定手数料に差額が生じた場合は、後日、ご請求させていただきます。

6. 評定委員会の審査回数が2回を越える場合で、審査未完了につき 引き続き審査を希望される場合は、**1回毎に**当初の評定手数料の 1/2追加ご負担をお願い致します。

7. 評定委員会の次策作成後の取り下げは、キャンセル扱い(C評価) となり審査回数1回となります。